

## 鳥取県告示第118号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成22年5月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年3月12日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日  
平成22年3月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人悠ゆうの郷
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
瀧 満
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市青谷町蔵内153-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、高齢者、障害者等に対し、介護サービス、その他関連するサービスの提供に関する事業を行い、利用者の在宅での自立支援を促進し、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
事業、資産、会計